

# 東京工芸大学芸術学部 作品制作と著作権Q&A集

編集：東京工芸大学メディアコンテンツ委員会

監修：三浦正広（国土舘大学法学部教授）

2011年度第2版



## 「東京工芸大学芸術学部 作品制作と著作権Q&A集」の発行にあたって

メディアコンテンツ委員会委員長

芸術学部ゲーム学科教授 岩谷徹

わが国では、2003年から「知的財産推進計画」が政府によって推進されているように、知的財産が重要な役割を果たすとされています。芸術学部の日々の教育研究活動で制作される作品の大多数も、知的財産の一種である著作物として取り扱われます。

しかし、著作物や著作権の取り扱いは非常に多様で、学生を指導する先生方の個人の判断に負えないケースが見受けられるようになりました。

本学では、創立当初の「美と法と人を尊重する紳士を育てる」を継承すべく、2007年に「学校法人東京工芸大学知的財産に関する基本方針」を、2010年には「東京工芸大学著作物の取り扱いに関する基本方針」を制定し、学内で制作される作品や著作物に関する考え方を定めてきました。そしてこのたび、学生指導の現場での著作権等に関する疑問や質問に対応する手引きとして、「東京工芸大学芸術学部 作品制作と著作権Q&A集」を発行することといたしました。

このQ&A集を大いに活用していただき、そこで生まれた新たな疑問や質問を取り入れて今後充実させたいと考えています。皆様のご意見・ご感想などをフィードバックしていただければ幸いです。

### ◆このQ&A集について

この「東京工芸大学芸術学部 作品制作と著作権Q&A集」は、学生が作品制作を行う時や学生を指導する時に生じる、著作物としての取り扱いや著作権に関する代表的な疑問を、本学メディアコンテンツ委員会で収集・整理し、回答をまとめたものです。

### ◆留意点

本Q&A集の回答文は、専門家の監修を受けていますが、本回答に沿った対応で処理した著作物等が裁判等で争われた場合問題がないかどうかを、完全に保証するものではありません。

## ◆掲載項目

### 1. 困ったときのQ&A(38問) ..... 1

#### 1) 著作権フリーとは

- Q1: Web サイトなどで著作権フリーの画像がたくさんありますが、それらは自由に使っているのでしょうか？  
また、これらの画像を使って作品制作するときには、どんな点に注意すべきでしょうか？たとえば、提供元を書いておいた方がいいのでしょうか？
- Q2: Picasa アルバムやフリーのアルバムサイトに他の人がアップしている画像を使ってよいのですか？

#### 2) 他人の著作物の利用

- Q3: クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品は、許可なく自由に使えるのでしょうか？
- Q4: オープンソースや、ネット上のプログラムをどこまで利用できるのか、もっと具体的に知りたいのですが？
- Q5: たとえば、著作権が切れたものは自由に使えるのでしょうか？
- Q6: ホームページに掲載されている歴史上の人物や出来事を描いた画像や写真は利用できますか？  
具体的には、幕末の出来事の絵画を利用しようと思っています。
- Q7: 映像作品で、喫茶店やパチンコ店のシーンがあります。店内 BGM の曲や、店内テレビに映っている映像についても、許諾が必要なのでしょうか？
- Q8: 建物、道路、公園などを撮影して、作品の背景にしようと思います。市役所や建物の持ち主に、許可を得る必要があるのでしょうか？  
また、映像データをデジタル加工して、アニメーションやマンガの背景にする場合でも、同じでしょうか？
- Q9: 社寺仏閣にある仏像を写真撮影して作品として利用したいのですが、問題ありませんか？  
著作権はすでに切れているものです。
- Q10: 主人公を、あるアニメキャラクターのマニアに設定したため、そのTシャツやぬいぐるみ、フィギュアが、ひんばんに画面に登場します。こうした場合でも、アニメキャラクターの著作権をもっている人に許諾が必要なのでしょうか？  
実写映像や写真でなく、アニメやマンガであっても同じでしょうか？
- Q11: MacBook などのコンピュータを使っている風景を作品に使いたいのですが、その中にロゴは映っていてもよいのですか？  
また、家族の映った映像の中で、子供がキャラクターの人形をもっていた場合でも問題がありますか？
- Q12: 作品の一部分に 100 円均一の店で買った商品を加工したものを使用しましたが、何か問題はあるでしょうか？
- Q13: レオナルド・ダ・ビンチがピアノ自動演奏機の研究をしていたという記事を見つけました。著作権は切れていませんが、そのことを引用でなく、自分の著作に記載することは、問題でしょうか？
- Q14: 学生が、パロディ作品を制作して卒業展示をしたいと希望しています。  
パロディ作品は著作権侵害であるとして、一律に禁じたほうがよいのでしょうか？
- Q15: 学生の作品を展示する時に、作品に手を加えず、学生の氏名を表示しても、その公表の仕方著作者人格権を害することがあるのでしょうか？
- Q16: 企業との共同研究での成果物に大学のロゴを利用したい、との依頼がありました

が、どう考えたらよいのでしょうか？

また、教員や学生の作品の中で、ロゴを使用することは問題でしょうか？

Q17: インスパイアされた音楽に合わせた映像作品を作りたいのですが、問題はないでしょうか？

### **3) 他人の著作物の利用(引用)**

Q18: 論文の引用という形でなら、他人の論文を許可なく使うことはできる、と聞いていますが、引用かどうかの判断の基準を教えてくださいませんか？

また、引用の中で他人の批判をすることが問題となるかもしれない、と心配していますが、大丈夫でしょうか？

Q19: 論文の場合には、引用という形で他人の論文を許可なく使うことができますが、映像や音楽の場合も同じように許可なく使えますか？

Q20: イラストレーションなどの図版や、一般商品・製品の写真などの引用や解説を行う授業や講演は、学内学外を含めどこまで許容されるのでしょうか？

Q21: 学外の講演や研究会の途中で、録画したテレビ番組の一部を、何本か上映したいと思います。もちろん講演が主で、映像は社会の実態などを伝える目的に使います。

それぞれ引用としても短時間なのですが、テレビ局に許諾が必要なのでしょうか？

Q22: マス・メディアの研究で、学会で実際のCMを参考上映しながら発表するには、テレビ局やCM商品の会社に、許諾が必要なのでしょうか？

また、新聞記事を切り貼りした資料(出典明記)を配布して、実態説明や概念理解の材料にしたいのですが、許諾が必要でしょうか？

### **4) 他人の著作物の利用(改変)**

Q23: 立体作品の表面に、フォトコラージュをプリントしました。

コラージュ素材は、自分で撮影したものではなく、出版物等から収集したのですが、問題ないでしょうか？

Q24: 著作権の切れた古い絵画をコラージュした作品を作りたいと思います。

美術館で撮影することはできないので、画集や写真集などの出版物からスキャンすることになりますが、問題があるでしょうか？

Q25: 卒業制作で、有名人の絵画や写真に隈取りを施す作品を制作して展示する予定ですが、問題はありますか？

Q26: ある会社のロゴを大量に並べてデザインして、自分のデザインとして作品にしたいのですが、問題はあるでしょうか？見た目はもとのロゴとは変わります。

Q27: Webから自動でバナーなどの画像を入手するプログラムを書いて、自分の作品に使いたいのですが、問題ないでしょうか？

Q28: 海外のデザイナーのデザインをまねして、日本的にして自分の作品にしたいのですが、問題ないでしょうか？

Q29: フリーソフトウェアと有償のソフトウェアをハッキングして、融合した作品を作りたいのですが、問題ないでしょうか？

Q30: 市販のハードウェアをハッキングして分解して自分の作品にしたいのですが、問題ないでしょうか？見た目は変わります。

Q31: ニコニコ動画やYouTubeの映像にエフェクトをかけて、自分の作品に使ってもよいのですか？

Q32: たとえば google→googirl、のように、会社のロゴをいじって変形させて使っているのですか？

Q33: ある服飾のデザインを建築の壁のデザインに利用したいと思いますが、問題がありますか？

### **5) 他人の肖像権**

Q34: 映像作品で、主人公が渋谷ハチ公前交差点を渡る場面を撮影したいと思います。

通行人全員に許可を得ることは当然不可能ですが、撮影してもよいのでしょうか？

Q35: タレントや有名人の瞳の画像を、たとえば複数並べてデザインして、それを作品として使っているのですか？

#### 6) 著作物の類似の判断

Q36: 離れ小島で椰子の木の下で、望遠鏡で船を捜しているといった内容の自分の漫画に、類似した構想の漫画が作品発表後に見つかりました。この場合、著作権の侵害となるのでしょうか？

#### 7) 著作権侵害での責任

Q37: 自分の作品は、自分以外の他者が様々な画像をアップする、という仕組みなのですが、その人が著作権を侵害した場合、自分にも共同責任が発生するのですか？

Q38: 自分の作品は、ネットから他の人が画像をアップする仕組みなのですが、その人が著作権のある画像をアップしたらどうなりますか？

## 2. 用語集 .....39

- 著作物、著作権に関する用語(15語)
- その他の知的財産に関する用語(9語)

## 3. 様式集 .....44

「著作物の利用の同意書」及び「第三者著作物の利用に関する確認書」(卒業制作展)

## 1. 困ったときのQ&A

### 【Q 1】

---

---

#### [質問]

Web サイトなどで著作権フリーの画像がたくさんありますが、それらは自由に使っていいのでしょうか？

また、これらの画像を使って作品制作するときには、どんな点に注意すべきでしょうか？たとえば、提供元を書いておいた方がいいのでしょうか？

---

#### [回答]

… そのまま進めて構いません。

○ 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

#### [解説]

条件によっては、自由に利用できない場合があります。

フリーで著作物を提供している団体や個人も多くなっていますが、これは著作権の目的である文化の発展に資するものであり、歓迎すべきことです。しかし中には、利用に関して規約を設定して、その範囲での利用を認めている場合もあるので、注意が必要です。したがって、一般論としてどこまでの利用が可能なのか、を考えると、利用規約に従うことになります。

利用規約の中には、

- ・その著作物の利用は認めるが営業行為行為を禁止する
  - ・帰属の表示を義務づけている
  - ・著作物の改変を禁止している
  - ・利用した著作物についても提供素材と同様な取り扱いとすることの義務づけている
- 等の制限事項を設けているものもあります。

このような著作物を利用したい人が、制限事項について利用規約をすべて読んで理解することは大変です。そのため、文化庁やクリエイティブ・コモンズなど、著作物に特定のマークをつけて利用の便宜を図る取り組みも進んでいます。

一般論としては、著作物を提供した人(著作者)が、提供に際して示している利用態様の範囲であれば、問題発生リスクは少ないと考えます。しかし、利用態様からかけ離れて提供者の利益を損なうような利用方法はリスクが伴う、と考えたほうがよいと思います。たとえば、自分の年賀状やパソコンのデスクトップ画面、一部特定の人だけに送る結婚式の招待状などに利用するような場合は問題ないことが多いと思われます。一方、それらの著作物を他の不特定多数の人に利用させるような意図で利用することや、自分の作品の中に取り込むような利用方法は、著作物を提供した人の利益や著作者人格権を害することとなると思われますので注意してください。

提供元を書いて表示するかどうかは、提供されているフリー著作物の規約に従うのが原則です。規約がない場合は、その著作物の種類(たとえば、写真、映画、イラストレーション、楽曲など)により異なりますので、その著作物の種類で用いられている慣習に従うとよいでしょう。

---

#### [参考図書]

##### 【参考文献】

『どこまでOK? 著作権ハンドブック』中村俊介、植村元雄監修、p75、翔泳社、2006年。

『写真著作権』日本写真家協会監修、日本写真家ユニオン編、p79、草の根出版会、2003年。

---

## 【Q2】

---

---

### [質問]

Picasa アルバムやフリーのアルバムサイトに他の人がアップしている画像を使ってよいのですか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

自由に利用できるかどうかは、サイト運営の規約により個別に決まる問題です。

サイト運営に関しての著作物利用規則のようなものがあればそれに従うこととなりますが、そのような規約がない場合には、他人がアップしている画像を勝手に利用することは、後で問題になる可能性(リスク)が伴います。

インターネット時代に入り、ファイルとして入手した画像を、もとの著作者の意図と関係なくインターネット上にアップロードする、といったような利用方法が問題となってきました。そのため、こうしたインターネット上にアップロードすることを「公衆送信」として著作権法で定義し、公衆送信する権利(公衆送信権)も新たに保護されるようになりました。インターネット上の画像の利用については、こうした経緯があることにも注意してください。

インターネットにアップロードするのではなく、個人的に利用する範囲であれば著作権に関する問題としてのリスクは低いと思われます。利用する場合は、リスクとの兼ね合いで自分で判断して行ってください。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『どこまでOK？著作権ハンドブック』中村俊介、植村元雄監修、p58、翔泳社、2006年。

『デジタル著作権の知識とQ&A』飯沼総合法律事務所編、p89、法学書院、2008年。

---

---



## 【Q3】

---

### [質問]

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品は、許可なく自由に使えるのでしょうか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

自由に利用できるかどうかは、コモンズの使用要件により個別に決まる問題です。

クリエイティブ・コモンズは、合理的な著作権の利用を促進するものと定義されており、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスという用語があるように、契約により条件を設定している場合が多いようです。

クリエイティブ・コモンズであるからといって、自由に著作物を使用できるとは限りません。たとえば、

- 1)表示を義務づける、
- 2)改変は禁止する、
- 3)非営利での利用のみとする、
- 4)ライセンスを承継する等の条件を利用者に選択させたり、義務づけている場合があります。

(質問 1「Web サイトなどで著作権フリーの画像がたくさんありますが、それらは自由に使っているのでしょうか？また、これらの画像を使って作品制作するときのは、どんな点に注意すべきでしょうか？たとえば、提供元を書きおいた方がいいのでしょうか？」も参照してください)

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『著作権論』梶山 敬士、日本評論社、2009 年。

「CCJPとCCの違い」若槻絵美、『クリエイティブ・コモンズ—デジタル時代の知的財産権』第3章、クリエイティブコモンズジャパン編、ローレンス・レッシング・林紘一郎・梶山敬士・若槻絵美・上村圭介・土屋大洋著、NTT 出版、2005 年。

## 【Q4】

---

### [質問]

オープンソースや、ネット上のプログラムをどこまで利用できるのか、もっと具体的に知りたいのですが？

---

### [回答]

…そのまま進めて構いません。

○手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

…許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

…残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

利用規約があれば、それに従います。

著作物をオープンとしたい著作権者は、何らかの意図があってオープンとするので、利用に規約で条件を設定することが多くあります。したがって、どこまで利用できるかは、著作権者の利用規約に従うもので具体的に一般論で議論できるものではないと思われます(質問 1「Web サイトなどで著作権フリーの画像がたくさんありますが、それらは自由に使っているのでしょうか？また、これらの画像を使って作品制作するときのは、どんな点に注意すべきでしょうか？たとえば、提供元を書きおいた方がいいのでしょうか？」、質問 3「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの作品は、許可なく自由に使えるのでしょうか？」も参照してください)。

プログラムに関しては、著作権の他に特許で保護されている場合がある点に留意してください(特許の実施は、業としてプログラムを生産、譲渡、使用、貸与、輸出等の行為が特許法 2 条で定められています)。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『インターネットの法律Q&A』岡村久道、森亮二、p23-37、財団法人電気通信振興会、2009 年。

「CCJPとCCの違い」若槻絵美、『クリエイティブ・コモンズ—デジタル時代の知的財産権』第3章、クリエイティブコモンズジャパン編、ローレンス・レッシング・林紘一郎・梶山敬士・若槻絵美・上村圭介・土屋大洋著、NTT 出版、2005 年。

---

## 【Q5】

---

### [質問]

たとえば、著作権が切れたものは自由に使えるのでしょうか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

原則として著作権が消滅していれば自由に利用できますが、例外的な場合があります。

著作権が消滅した著作物は、原則として自由に利用できます。著作権者人格権に関しては、著作者の死亡後に消滅します。しかし、著作者が生存していたならば、その意を害するような著作権者人格権を害する行為はできない、とされています(著作権法 60 条)。この規定は、著作権が切れても有効であり、著作者の死後においてその著作権者人格権が侵害された場合は、著作者の遺族が差止めや名誉回復措置を請求することができます。ただし、この請求権を行使することができる遺族の範囲は、著作者の配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹に限られています。なお、古美術や建築物等で著作権が消滅しているものであっても、所有者が財産として管理されているもので撮影禁止や公表が制限されている著作物を勝手に公表することが問題となる場合があります。これは、著作権ではなく、民法上の財産保護からの問題と考えるとよいと思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

顔真卿自書建中告身帖事件(最高裁判・昭 59・1・20)

観音像仏頭部すげ替え事件(東京地判・平 21・5・28)

---

## 【Q6】

---

### [質問]

ホームページに掲載されている歴史上の人物や出来事を描いた画像や写真は利用できますか？

具体的には、幕末の出来事の絵画を利用しようと思っています。

---

### [回答]

- …そのまま進めて構いません。
  - …手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - …残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

原則として著作権が切れていれば、自由に使用できます。しかし、歴史上の人物や出来事であっても著作物性があり、著作権が存続していれば著作権者の許諾が必要です。

幕末の事件当時に制作された著作物である画像や写真に関しては、著作権が消滅しているために原則として自由に利用できると思われます。ただし、以下の点に注意が必要です。幕末の人物の絵画が複数編集されていた場合、個々の作品に著作権がなくても編集著作物に著作権が有効なものとして存在する場合には、その編集著作物を利用するには許諾が必要となります。この場合、編集著作物の個々の人物画像を単独で利用するには問題がありません。また、こうした人物写真を二次加工してある場合や人物や出来事の記事がついている場合には、著作権が発生していることがあり、そのような場合には、著作権者の許諾が必要となります。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『インターネットの法律Q&A』岡村久道、森亮二、p9、財団法人電気通信振興会、2009年。

#### 【参考判例】

仏壇彫刻事件(神戸地裁姫路支部判・昭54・7・9)

ファービー人形事件(仙台高判・平14・7・9)

チョコエッグ事件(大阪高判・平17・7・28)

## 【Q7】

---

---

### [質問]

映像作品で、喫茶店やパチンコ店のシーンがあります。店内 BGM の曲や、店内テレビに映っている映像についても、許諾が必要なのでしょうか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

一般論では、良し悪しは判断できず、個別的な問題となると思われます。

映像作品の中での BGM の曲や映像が映像作品の意味づけとなるような場合であれば、偶発的なものとは把握されず、著作権侵害となるリスクが高いと思われます。映像作品とは関係なく偶発的なものであれば、リスクは低いと思われますが、BGM の曲の長さや映像の長さも問題となると思われますので、一律に回答することはできない質問です。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

グルニエ・ダイン事件(大阪高判平 16・9・29)

## 【Q8】

---

### [質問]

建物、道路、公園などを撮影して、作品の背景にしようと思います。市役所や建物の持ち主に、許可を得る必要があるのでしょうか？

また、映像データをデジタル加工して、アニメーションやマンガの背景にする場合でも、同じでしょうか？

---

### [回答]

○ そのまま進めて構いません。

… 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

対象となる建築物が美術的鑑賞の対象となるような建築物であれば、著作物となりますが、一般的な建築物は、著作物でないとされています。また、建築の著作物や美術の著作物の範疇に入る建築物であっても、公開の場に建てられている建築物は、その建築物と同一物を建てたり、複製物を譲渡により公衆に提供する場合を除き、自由利用が認められています(著作権法 46 条)。この場合の利用には、写真撮影、録画等の他にこれらの変形利用も認められるとされているので、映像データを加工しても問題はありません。

ただし、この場合において出所の明示をすることが慣行となっている場合には、その出所を明示することが必要です。

建築物が美術の著作物の対象となるような場合、偶発的に背景に映りこんでいるのではなく、著作物として利用するときは、許諾が必要ですし、加工に関しても許諾が必要となります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

バス車体絵画事件(東京地判平 13・7・25)

グルニエ・ダイン事件(大阪高判平 16・9・29)

---

## 【Q9】

---

### [質問]

社寺仏閣にある仏像を写真撮影して作品として利用したいのですが、問題ありませんか？

著作権はすでに切れているものです。

---

### [回答]

…そのまま進めて構いません。

○手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

…許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

…残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

条件つきで可能と思います。

著作権が消滅していても、その仏像など対象物の所有権として管理されているものであれば、勝手に撮像することは認められません。たとえば、入場料を支払い、「撮影禁止」と注意書きがされているような場合です。一方、入場自由なところに配置されていて、誰でも写真撮影が自由な仏像の場合は、たとえ所有権があっても撮影は自由で、その作品を公表しても問題はないものと思われます。一方、仏像等に所有権があるからといって、無体物である著作権のような、支配的な複製等の権利を、仏像所有者がもっているわけではありません。

したがって、社寺仏閣で撮影が禁止されていない場合や、著作権が切れ公表された写真等に関しては、利用しても問題ないと思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『明解になる著作権201答』吉田大輔、出版ニュース社、2001年。

#### 【参考判例】

顔真卿自書建中告身帖事件(最高裁判・昭59・1・20)

---

## 【Q10】

---

### [質問]

主人公を、あるアニメキャラクターのマニアに設定したため、そのTシャツやぬいぐるみ、フィギュアが、ひんぱんに画面に登場します。こうした場合でも、アニメキャラクターの著作権を持っている人に許諾が必要なのでしょうか？

実写映像や写真でなく、アニメやマンガであっても同じでしょうか？

---

### [回答]

…そのまま進めて構いません。

…手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

○許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

…残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

アニメキャラクターの多くには、著作権が発生していると思われます。著作権が発生していれば、それを利用したTシャツ、ぬいぐるみ、フィギュアや画像に関しては、著作権者の利用許諾が必要となります。アニメやマンガであっても同様です。

他人に著作権があるドラマや小説の主人公を、自分の著作物の中に新たにキャラクターとして制作し利用する場合(例:夏目漱石の「坊っちゃん」をもとに、「ぼっちゃんくん」という主人公の4コママンガ作品を制作する)は、元の著作権を侵害していませんので、問題はないかと思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『著作権法』中山信弘、p148、有斐閣、2007年。

#### 【参考判例】

サザエさんバス事件(東京地判・昭51・5・26)

ライダーマン事件(東京地判・昭52・11・14)

---



## 【Q 1 1】

---

### [質問]

MacBook などのコンピュータを使っている風景を作品に使いたいのですが、その中にロゴは映っていてもよいのですか？

また、家族の映った映像の中で、子供がキャラクターの人形をもっていた場合でも問題がありますか？

---

### [回答]

○ そのまま進めて構いません。

… 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

原則として利用する画像の中心画像がコンピュータではなく、風景であれば、問題はないと思われます。

パソコンには、商品形態自体に意匠権がある場合が多く、美術的な鑑賞対象としての著作権はないと思われます。

また、商品を単なる作品の背景に利用するのであれば、意匠権の侵害は問題はありません。

しかし、広告デザインのような作品に商品を使用する場合には、その広告と背景に映る商品との関係から、商品を扱う企業から損害賠償や名誉毀損などの問題が指摘されることが考えられるため、気をつける必要があります。たとえば、背景に映る商品のブランド価値を利用しているとか、商品の営業主体の混同を招く、ブランドイメージが損なわれるなどのクレームも想定されます。とくに、著作権を侵害するということはないと思われませんが、商品の作品への利用に関しては、その商品の背景での利用の仕方やその作品の性質により個別的な問題が生じる可能性がありますので、十分配慮する必要があります。ロゴが見えないようにするかどうかも一律に判断できない個別的な問題と考えますが、ロゴが入っていることが心配となる事案でしたら、ロゴが見えないような画面にするか消したほうがよいと思われます。

フィギュア人形のように商品自体に著作権がある場合には、その商品を作品の背景に意図的に利用し、「その人形がかわいいね」というように人形が主となる表現が記載されているような使い方は、著作権の問題となる可能性があります。しかし、家族写真の映像の子供がたまたま人形をもっていて、そのロゴが見えるような使い方は問題がないとされます。また、大勢の通行人の中に小さく著作権のあるものを持った人物が偶発的に映像の背景に映っていたような場合にまで問題とすることはないと考えられます。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『「広告の著作権」実用ハンドブック』志村潔、p156-161、太田出版、2008年。

「権利制限一般規定ワーキングチーム 報告書」文化庁文化審議会著作権分科会法制問題小委員会、2010年。

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/housei/kenri.html>

#### 【参考判例】

雪月花事件(東京高判・平 14・2・18)

---

## 【Q 1 2】

---

### [質問]

作品の一部に 100 円均一の店で買った商品を加工したものを使用しましたが、何か問題はありますか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

一般的には、問題ない事案ですが、商品に美術的鑑賞対象となるような著作権が生じているような場合(キャラクター人形のような例)には、加工して利用すると著作権の侵害となることがあります。

一般に商品デザインは、著作権ではなく意匠権が成立します。意匠権は、他人の意匠権のある商品を製造し販売する等の行為を問題とするので、学生が商品を加工して作品を発表する行為は、意匠権の侵害とはなりません。ただし、こうした作品を販売するようなことは、意匠権の侵害となる場合があるので注意しましょう。

100 円均一の商品に著作権が成立している場合は、加工したものを公表するような利用は、著作権の侵害となるので許諾が必要となります。

著作権が成立するかどうかは、その商品が独立して美術的な鑑賞対象となるかどうかを基準となります。フィギュア人形に関しては、判例によって、著作権が成立する場合があります。とくに、キャラクター人形に関しては、著作権が成立する可能性が高いので、このような商品を加工した作品を公表することに関しては、許諾を得ておくのが安全です。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

ポパイネクタイ事件(最高裁判・平 9・7・17)

---

## 【Q 1 3】

---

### [質問]

レオナルド・ダ・ビンチがピアノ自動演奏機の研究をしていたという記事を見つけました。著作権は切れていませんが、そのことを引用でなく、自分の著作に記載することは、問題でしょうか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

条件により問題となる場合があります。

単なる事実としての記載で表現をまねていなければ、問題はないと思われます。事実としてエッフェル塔の総重量は何キロであるということと、同レベルの単なる事実には過ぎないと考えられます。ただし、その記述が、より具体的に表現した記事となっていれば、その表現に依拠した文書は、著作権侵害となると考えられます。境界が不明な場合には、引用として処置すれば、問題はないと考えます。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

「通勤大学法律コース」事件(知財高判・平 18・3・15)  
城の定義事件(東京地判・平 6・4・25)

## 【Q 1 4】

---

### [質問]

学生が、パロディ作品を制作して卒業展示をしたいと希望しています。  
パロディ作品は著作権侵害であるとして、一律に禁じたほうがよいのでしょうか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

表現の自由と著作権の問題が交錯する難しい問題ですが、教育的な機関においてパロディを一律に禁止するのはどうかとも思います。

原則としては、教員の教育方針に関わる問題と思われます。学生のパロディ表現が、優れており、本人の意向も強い場合に、全て一律に禁止することは、芸術的な表現活動を推進する機関としては、賛同しかねます。フランスや米国など、こうしたパロディが社会的に容認されている国もありますが、わが国は、法律的にはパロディに厳しい立場をとっています。こうした点から権利制限の一般規定を法律改正で認める方向で動いていますが、どの程度のパロディが容認されるかの境界も明らかになるには時間を要すると思われます。わが国でも著作権侵害と考えられるパロディが広く出回っていますが、これは、著作権者がそれを容認するかしないかによるもので、利用者のリスク負担でなされていると思われます。

パロディ作品の公表の場や性質、著作権者の立場も配慮して個々具体的に判断し、公表者のリスク負担があることを前提であることを、学生に知ってもらうことも必要かと思われます。

リスクを避けるために著作権者の同意を得ておくような手続きをとることも、学生の著作物の取り扱いに関して考えさせるよい機会となるかと思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

パロディ・モンタージュ事件(最高判・昭 55・3・28)

---

## 【Q15】

---

### [質問]

学生の作品を展示する時に、作品に手を加えず、学生の氏名を表示しても、その公表の仕方では著作権を侵害する可能性があるのでしょうか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

公表の仕方次第で問題となる場合があります。

学生から公表の承諾を得ていたとしても、公表の方法が、著作者の名誉または声望を害する方法により著作物を利用したときは、著作者人格権を侵害したものとみなす(著作権法113条6項)とする規定があります。

たとえば、高貴な精神で作成した作品を、著作者の精神や社会的評価を悪くするような仕方では公表する場合に著作者人格権を害するとされる場合があります。

また、著作者人格権の問題とならない場合であっても、批評やコメントの行き過ぎた記載が問題となることが考えられます。

著作者には、公表権があり、どのような場所でどのように作品を公表するかの権利がありますので、学生の承諾なく勝手に作品を公表することは、問題となると思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

法政大学懸賞論文事件(東京高判平3・12・9)

## 【Q16】

---

### [質問]

企業との共同研究での成果物に大学のロゴを利用したい、との依頼がありましたが、どう考えたらよいのでしょうか？

また、教員や学生の作品の中で、ロゴを使用することは問題でしょうか？

---

### [回答]

…そのまま進めて構いません。

…手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

…許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

○残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

大学のロゴをこのような場合に利用することは、原則として問題があると考えます。

大学のロゴは、商標として登録されているか否かに関わらず以下の3つの機能を有しています。

(1)大学が有するもしくは大学が責任を持つものを意味する、大学からの出所表示機能

(2)大学が品質保証をしていることを示す、品質保証機能

(3)他の大学の役務と自己の大学の役務とを識別する、識別機能

したがって、こうした機能が損なわれないよう大学は、ロゴ管理規程を設けてその利用を管理しているのが通常ですので、その管理規程に従ってください。

本事案として留意事項をあげるとすれば、共同研究の成果物に関して大学が関与したものとして品質保証的な意味で企業が大学ロゴを使用したいものと推察されます。しかし、大学は研究としてその商品の技術に貢献したかもしれませんが、その商品を市場に出すことに関して品質を保証したわけではなく、このような問題は企業の責任で行われる事項です。したがって、こうした商品に大学ロゴの使用を認めることは消費者から品質問題で大学が訴えられることもありえるので、このようなロゴの使用は、避けるべきと思われます。

大学の職員や学生が制作した作品に大学ロゴをつけることは、その作品が法人著作物であるかのごとく誤解される恐れがないとはいえませんし、大学がその作品のみに品質を評価しているように解釈されれば、他の作品との公平性の問題が生じるので、大学ロゴの使用は避けるべきです。

あくまでも著作者の所属として大学の機関名を正しく使うように指導する必要があります。

ただし、大学生協等で大学が管理する商品として承認されている場合には、ロゴの使用が認められると考えますが、その使用に関しては、学内で承認されたものに限定すべきだと考えます。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

呉青山学院中学校事件(東京地判・平13・7・19)

国際自由学園事件(最高裁判平17・7・22)

## 【Q17】

---

### [質問]

インスパイアされた音楽に合わせた映像作品を作りたいのですが、問題はないでしょうか？

---

### [回答]

- …そのまま進めて構いません。
  - …手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - …残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

音楽にあわせた映像を作ったとしても、その創作活動が音楽の著作物に依拠していない場合には、著作権の侵害とならないと思われます。一般的に音楽と映像は、異なる著作物であり、映像と音楽とが合体した作品であっても結合著作物として取り扱われています。したがって、法律的には、この映像は音楽を利用しているとはいえないと考えられます。

映像の中で既存の楽曲を使用する場合は、楽曲の著作者(作詞者、作曲者、編曲者)に許諾を得てください。日本音楽著作権協会(JASRAC)やイーライセンス等の音楽著作権管理法人によって管理されている楽曲の場合は、許諾手続きや許諾料が定められていますので、所定の手続きを行ってください。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『すぐに役立つ音楽著作権講座』秀間修一、シンコーミュージック・エンタテイメント、2010年。

## 【Q18】

---

### [質問]

論文の引用という形でなら、他人の論文を許可なく使うことはできる、と聞いていますが、引用かどうかの判断の基準を教えてくださいませんか？

また、引用の中で他人の批判をすることが問題となるかもしれない、と心配していますが、大丈夫でしょうか？

---

### [回答]

○ そのまま進めて構いません。

… 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

引用を適切にしないと著作権の侵害となることがあるので注意して下さい。

法文上は、引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならないと規定しています(著作権法 32 条)。

「パロディ・モンタージュ事件」では、引用にあたるかどうかは、引用する側と引用される側の著作物が明瞭に区別されていることと両者の主従関係(引用されるのは従)が認められるものである必要があると判示しています。他人の著作物を引用により利用する場合には、慣行に従った出所の明示が義務づけられています(著作権法 32 条)。

著作権法上は引用が認められていますが、引用するときに前後の文脈を無視して批評したために、その引用を含んだ利用が名誉毀損であると判示された事件(「ゴーマニズム宣言名誉毀損事件」)があり、注意する必要があります(「暴走族 100 人の失踪事件」)。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『Q&A 引用・転載の実務と著作権法』北村行夫、雪丸真吾編、中央経済社、2005 年。

#### 【参考判例】

パロディ・モンタージュ事件(最高判・昭 55・3・28)

脱ゴーマニズム宣言事件(東京高判平 12・4・25)

藤田嗣治絵画複製事件(東京高判昭 60・10・17)

「暴走族 100 人の疾走」事件

---



## 【Q19】

---

### [質問]

論文の場合には、引用という形で他人の論文を許可なく使うことができますが、映像や音楽の場合も同じように許可なく使えますか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

映像や音楽の場合でも引用として利用できる場合があります。

引用の要件として、公正な慣行に合致するものであり、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならないと規定されています(著作権法 32 条)。引用の判例は論文等が大半であるので、本質問のような映像や音楽での引用の判例もなく、公正な慣行が明らかでない分野です。しかし、慣行が不明であるからといって引用が否定されることはなく、あくまでも法が規定する条文趣旨にそって解釈すべき問題と思われる。

大学の場合においては、ある研究テーマに関して、その研究論述のために写真や映像が必要となる場合があると考えられます。たとえば、遠近画法の研究において、その事例として他人の絵画を OHP 等で上映してその解説をするようなことは許されるものと思われる。また、音楽表現の研究において、シンコペーション奏法の音楽的効果の事例として他人の音源を利用して解説することは、引用として許容されるのではないかと思われる。一方、自己の表現効果を高めるために他人の著作物を利用することは、引用に該当しないと思われる。たとえば、「パロディ・モンタージュ事件」のように他人の写真を変形して自己表現の写真を制作し公表することは、引用とはいえないと判示されています。また、自己の映像に他人の音源を背景として利用することは、引用には該当せず、利用許諾が必要となります。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『学術論文のための著作権Q&A』宮田昇、東海大学出版会、2008 年。

#### 【参考判例】

パロディ・モンタージュ事件(最高判・昭 55・3・28)

脱ゴーマニズム宣言事件(東京高判平 12・4・25)

藤田嗣治絵画複製事件(東京高判昭 60・10・17)

「暴走族 100 人の疾走」事件

## 【Q20】

---

### [質問]

イラストレーションなどの図版や、一般商品・製品の写真などの引用や解説を行う授業や講演は、学内学外を含めどこまで許容されるのでしょうか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

授業で利用する場合は、原則として許諾が必要ありませんが、講演の場合には条件によって異なります。

学校において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができます。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない(著作権法 33 条)と法律で規定されています。したがって、本学の授業で利用する場合は、大半の場合は、問題がないと思われま

す。講演する場合には、授業ではないので、他人の著作物を複製配布することは問題ですが、引用の範囲で利用することは問題がありません。引用の場合には、引用される著作者の氏名等の表示に注意してください。なお、講演の場合であっても一定の図版をスライド等で表示する上映行為に関しては、以下の要件を満たせば許諾を得ないで利用できます(著作権法 38 条)。その要件とは、公表された著作物で、営利を目的とせず、かつ、聴衆から料金を受け取らず、かつ、出演者に報酬を支払わない場合です。したがって、このような講演会では、他人の公表された著作物をスライド等で上映することができます。

映像や音楽であっても原則は、上述した通りで利用できます。

なお、学生の作品等を授業で利用する場合には、慣習的な利用方法や学生が利用されることに関して予測性が高いときは、問題が少ないと思われま

### [参考図書]

#### 【参考判例】

脱ゴーマニズム宣言事件(東京高判平 12・4・25)

---

## 【Q 2 1】

---

### [質問]

学外の講演や研究会の途中で、録画したテレビ番組の一部を、何本か上映したいと思えます。もちろん講演が主で、映像は社会の実態などを伝える目的に使います。

それぞれ引用としても短時間なのですが、テレビ局に許諾が必要なのでしょうか？

---

### [回答]

… そのまま進めて構いません。

○ 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

一定の要件を満たしていれば、上映したり、引用として利用することができます。

公表された著作物の上映については、

- ・営利を目的としない
- ・聴衆から料金を受け取らない
- ・出演者に報酬を支払わない

の各要件を満たせば著作権者の許諾を得なくても利用できます(著作権法 38 条)。

また、講演や研究会での発表の場合は、発表するテーマや内容から引用する必然性が認められ、引用する側と引用される側の著作物が明瞭に区別されていれば、許諾は必要ありません。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

「暴走族 100 人の疾走」事件

---

## 【Q22】

---

### [質問]

マス・メディアの研究で、学会で実際の CM を参考上映しながら発表するには、テレビ局や CM 商品の会社に、許諾が必要なのでしょうか？

また、新聞記事を切り貼りした資料(出典明記)を配布して、実態説明や概念理解の材料にしたいのですが、許諾が必要でしょうか？

---

### [回答]

… そのまま進めて構いません。

○ 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

利用の態様によっては、許諾が必要な場合があります。

この場合も質問 21(「学外の講演や研究会の途中で、録画したテレビ番組の一部を、何本か上映したいと思います。もちろん講演が主で、映像は社会の実態などを伝える目的に使います。それぞれ引用としても短時間なのですが、テレビ局に許諾が必要なのでしょうか?」)と同様に非営利であることの要件を満たしていれば、許可なく上映することができます。学会が料金を徴収しているような場合には、許諾が必要となります。この場合は、引用の要件をそなえていることが必要です。

新聞記事に関しては、許可なく利用できる上映での利用または自己の論述として引用として利用すれば、利用できると考えられます。本質問のように新聞記事が引用の形で自己の説明資料の一部として配布してあれば、引用の形として認められる可能性があります。新聞記事のみを配布して、説明のみを口頭や上映で行なった場合には、独立して新聞記事が利用される可能性があるため引用としては認められない可能性があります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

藤田嗣治絵画複製事件(東京高判昭 60・10・17)

---

## 【Q 2 3】

---

### [質問]

立体作品の表面に、フォトコラージュをプリントしました。

コラージュ素材は、自分で撮影したものではなく、出版物等から収集したのですが、問題ないでしょうか？

---

### [回答]

… そのまま進めて構いません。

○ 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

条件が必要です。

素材の写真著作物の著作権が消滅していれば、原則としてその利用許諾の必要はありません。著作権が有効である場合で、その写真を複製、展示等する場合には、許諾が必要です。まずは、出版社に問い合わせしてみましょう。出版社の同意が得られても、この質問の場合は素材の写真が変形されており、著作者が持つ著作者人格権にかかわるので、著作者に改変利用の許諾を受ける必要があります。他人の肖像写真を利用する場合には、写真に撮影されている本人の肖像権に配慮しておくことも重要です。この質問の場合での利用は、本人の肖像が変形されているためにその利用の態様によっては、本人が名誉を害すると感情的になることも懸念されるからです。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

佐賀錦袋帯事件(京都地判・平元・6・15)

雪月花事件(東京高判・平 14・2・18)

---

## 【Q 2 4】

---

### [質問]

著作権の切れた古い絵画をコラージュした作品を作りたいと思います。

美術館で撮影することはできないので、画集や写真集などの出版物からスキャンすることになりますが、問題があるでしょうか？

---

### [回答]

○ そのまま進めて構いません。

… 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。

… 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。

… 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。

---

### [解説]

著作権の保護期間が過ぎていれば、原則として自由に利用することができます。

しかし、著作物には財産としての著作権のほかに著作者人格権があります。著作者人格権とは、著作物が他人の手で勝手に改変されたりするのを差し止めたり(同一性保持権)、誰が著作者であるかをきちんと表記する(氏名表示権)権利のことです。著作者が亡くなった後であっても著作者が存していれば著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないと規定されています(著作権法 60 条)。こうした行為は孫まで請求権があるので、著作権の存続期間が満了した後であっても著作者人格権を害するようなコラージュ等の作成はできないこととなります。

このような問題がないときは、原則としてコラージュが可能となると思われます。

ただし、画集の一部の作品を利用することは問題ないと思われませんが、画集の多くをまとめて利用することは、画集や写真集の編集著作物としての著作権侵害となるので、注意する必要があります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

ダリ事件(東京地判・平 9・9・5)

---

## 【Q25】

---

### [質問]

卒業制作で、有名人の絵画や写真に隈取りを施す作品を制作して展示する予定ですが、問題はありますか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

条件が必要です。

隈取した画像が元の画像に依拠して制作したものと認められなければ、著作権法上の問題は無いと思われます。著作権法上問題とならない場合であっても本人が特定できる場合には、本人の肖像を勝手に利用しているとして名誉毀損等として問題が生じるおそれがあります。とくに、著作物を加工変形して利用するので、著作者からも同意を得る必要があります。隈取というのは顔に変形を伴うので、本人の名誉や人格権の問題として肖像権等の民法上の問題が重要となります。これは、人物本人が、こうした作品で心情を害されたかどうかの難しい問題で、本人の意思確認が尊重されます。本人が死亡している場合であっても、遺族や著作権の管理を指定された者があれば、本人の名誉や声望を害するような利用は問題となります。

しかし、著作権の保護期間が消滅しているような歴史上の人物の絵画や写真であれば、隈取のような変形利用は、許容されるものと解されます。

学生には、有名人の絵画や写真を隈取の素材とする必要性に関して、表現の自由を配慮して検討してもらい、表現として有名人の必然性がなければ、自分自身や親族、友人等許諾が得られる絵画や写真を利用することも検討させてはどうでしょうか。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

- ブブカスペシャル7事件(東京高判・平 18・4・26)
- キング・クリムゾン事件(東京高判・平 11・2・24)

## 【Q26】

---

### [質問]

ある会社のロゴを大量に並べてデザインして、自分のデザインとして作品にしたいが、問題はありますか？見た目はもとのロゴとは変わります。

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

原則として問題はないと思われませんが、許諾が必要な場合もあります。

ロゴには、商標登録されているものと登録されていないものがあります。今回は、商品に使用するものでないので、商標権を侵害するものではないと思われま

登録されていない場合であっても、信用が発生していることもありますので、その信用を利用して利益を上げる意図やロゴ所有者を害する意図(図利加害行為という)でロゴを使用するときは、不正競争防止法上の問題が生じることがあります。

したがって、そのデザインがロゴの信用やイメージを害するような利用の仕方は控えたほうがよいと思われま

社

の

ロ

ゴ

に

著

作

権

が

発

生

し

て

い

る

こ

と

は

ま

れ

だ

と

思

わ

れ

ま

す

が

、

デ

ィ

ズ

ニ

ー

の

よ

う

な

ロ

ゴ

に

ア

ニ

メ

や

キ

ャ

ラ

ク

タ

ー

が

利

用

さ

れ

て

い

る

と

き

に

は

、

著

作

権

が

生

じ

て

い

る

の

で

、

作

品

と

し

て

利

用

す

る

と

き

に

は

、

許

諾

が

必

要

に

な

る

と

思

わ

れ

ま

す

。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

「Asahi」ロゴマーク事件(東京高判平 8・1・25)



## 【Q27】

---

### [質問]

Webから自動でバナーなどの画像を入手するプログラムを書いて、自分の作品に使いたいのですが、問題ないでしょうか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

条件によっては許諾が必要となります。

バナーの図形に関しては、著作権が発生している場合と、ありふれた表現で著作権が発生していない場合とがあると思われます。質問者が利用したいと思う表現であれば、著作権が発生している可能性があります。このような場合に利用するには、許諾が必要となりますし、加工して作品に利用するためには、翻案権を取得する必要があります。素材提供としてオープンとなっているものであれば、その利用規約に従って利用することになると思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『インターネットの法律Q&A』岡村久道、森亮二、p9-15、財団法人電気通信振興会、2009年。

#### 【参考判例】

ヨミウリオンライン事件(知財高判・平 17・10・6)

ライブドア裁判傍聴記事事件(知財高判・平 20・7・17)

## 【Q28】

---

### [質問]

海外のデザイナーのデザインをまねして、日本的にして自分の作品にしたいのですが、問題ないでしょうか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

原則として利用許諾が必要となります。

海外の作品であろうと日本の作品であろうと、その対象が著作物である場合には、原則として著作権の効力が及びます(ベルヌ条約加盟国)。したがって、海外での著作物を利用して日本風にして利用する場合には、著作権が有効であれば、許諾が必要となります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

レールデュタン事件(最高裁判・平 12・7・11)

## 【Q29】

---

### [質問]

フリーソフトウェアと有償のソフトウェアをハッキングして、融合した作品を作りたいのですが、問題ないでしょうか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

問題が生じる場合があります。

ソフトウェアには、プログラムの著作権があると考えられます。ソフトウェアを有償で購入したとしても、そのソフトウェアの使用する権利が得られただけであり、著作権が購入者に譲渡されるわけではありません。そのため、購入したソフトウェアのプログラムを变形して利用する場合には、著作権者の許諾が必要となります。

フリーソフトとして流通しているソフトウェアの場合、使用する権利を得ることがフリー(無料)という意味を表わしています。著作者が改変や無断複製の禁止を規約で定めている場合がありますので注意する必要があります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

ときめきメモリアル事件(最高判平 13・2・13)

## 【Q30】

---

### [質問]

市販のハードウェアをハッキングして分解して自分の作品にしたいのですが、問題ないでしょうか？見た目は変わります。

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

原則として問題はないと思われます。

工業製品としてのハードウェアに意匠権や特許権が含まれていたとしても、一般的に著作権が生じないことが多いと考えられます。また、ハードウェアに含まれる特許権や意匠権は、そのハードウェアを購入した時点で権利としては消尽するのが原則です。

この前提で考えると、分解したハードウェアを新たな工業製品として再生産するのではなく、見た目が異なる作品として提示するのであれば、権利上の問題は発生しません。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

プリンタ用インクカートリッジ事件(知財高判・平 18・1・31)

## 【Q 3 1】

---

### [質問]

ニコニコ動画や YouTube の映像にエフェクトをかけて、自分の作品に使ってもよいのですか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

原則として許諾が必要です。

エフェクトをかけたりしても著作物の状況が分かるような状況で使用されていれば、一般的には著作物の改変にあたるため、原著物である映像の作者の許諾が必要となります。ただし、ニコニコ動画や YouTube などの動画サイトにアップロードされている動画については、投稿者が必ずしも著作物であるとは限りません。むしろ投稿者が原著物の許諾を得ずに無断でアップロードしている可能性もあります(公衆送信権の侵害に当たります)。このような映像を使用することにはリスクが高いことを念頭に置いてください。

登場人物がパソコンを用いて映像を観賞しているドラマの1シーンで、観賞している映像そのものが特定できないよう処理されていたりする場合は問題ないものと思われれます。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『インターネットの法律Q&A』岡村久道、森亮二、p9-15、財団法人電気通信振興会、2009年。

## 【Q 3 2】

---

---

### [質問]

たとえば google→googirl、のように、会社のロゴをいじって変形させて使っているのですか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

利用方法によっては、問題が生じることがあります。

会社のロゴには、一般に著作権は発生しておらず、商標権の問題となります。登録された商標若しくは類似商標を登録された商品や役務の標章として使用すれば、商標権の侵害となりますが、本例のように商品や役務としてでなく、デザインとして使用し、その会社のイメージを損なうことがなければ、とくに問題はないと解されます。

(質問 26「ある会社のロゴを大量に並べてデザインして、自分のデザインとして作品にしたいが、問題はあるでしょうか？見た目はもとのロゴとは変わります。」を参照)

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

スナックチャンネル事件(最高裁判平 10・9・10)

---

---

## 【Q33】

---

### [質問]

ある服飾のデザインを建築の壁のデザインに利用したいと思いますが、問題がありますか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

条件つきで可能と思います。

このような服飾デザインは、意匠として保護されているのか、著作権で保護される対象なのかによって取り扱いが異なります。意匠権のみの対象であれば、たとえ意匠権が成立していても、対象商品と異なる商品(この場合で言う壁面)にしようすることは商品の類似性がないので意匠権侵害とはなりません(意匠権は、登録商品と類似の商品の範囲に権利が及びます)。服飾デザインが著作権として認められる場合には、その衣装デザインを壁紙へ利用することは、著作権の侵害となります。美術著作物として認められるかどうかは、判例で確立した基準はありませんが、美的表現として高度かどうか、実用性を離れ美的対象となるか等が重要な判断となり、個別的な判断事項となります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

仏壇彫刻事件(神戸地裁姫路支判・昭54・7・9)  
木目化粧紙事件(東京高判平3・12・17)

## 【Q34】

---

### [質問]

映像作品で、主人公が渋谷ハチ公前交差点を渡る場面を撮影したいと思います。  
通行人全員に許可を得ることは当然不可能ですが、撮影してもよいのでしょうか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

たまたま偶然に撮影像の一部に映りこんでいるような通行人にまで許諾は必要ないと解釈されま  
す。

何人も個人の私生活上の自由としてみだりに自己の要望や姿態を撮影された肖像写真を公表され  
ないという人格的な利益を有しており、これは肖像権として保護されると判示されています。一方で言  
論、出版その他の表現の自由は民主主義の根幹をなすもので最大限尊重されます。本質問は、こう  
した肖像権と表現の自由の交錯問題となります。「通行人肖像写真ウェブサイト掲載事件」では、「個  
人の要望等の撮影及びウェブサイトへの掲載により肖像権が害された場合であっても

- (1)当該掲載が公共の利害に関する事項と密接な関係があり、
- (2)これが公益を図る目的でなされ
- (3)掲載方法が目的に照らして相当なもの

であれば当該掲載行為の違法性は棄却される」とし、「本件写真は全身像に焦点を絞り込み、容  
貌を含めて大写しに撮影したものであるところ、このような写真方法は、撮影した一部にたまたま特定  
の個人が映りこんだ場合や不特定多数の者の姿を全体的に撮影した場合とは異なり、原告に著しい  
精神的負担を覚えさせるものである」と判示されています。このような判示された内容から本質問を解  
釈することになると思われます。

### [具体的な手続き]

学外でロケーション撮影をする場合は、トラブルを起こさないよう事前に撮影許可をとるようにしてく  
ださい。

【撮影許可が必要な施設の例】 ※これらの施設以外にも必ず確認してください

- ・道路：地元の警察署
  - ・公園などの屋外公共施設：自治体
  - ・駅や電車：鉄道会社
- 

### [参考図書]

#### 【参考文献】

『著作権法』作花文雄、p528、発明協会、2008年。  
「特集 肖像権がわからない」Journalism、no.228、朝日新聞社、2009年。

#### 【参考判例】

「通行人肖像写真ウェブサイト掲載事件」(東京地判平 17・9・27)

---



## 【Q35】

---

### [質問]

タレントや有名人の瞳の画像を、たとえば複数並べてデザインして、それを作品として使っているのですか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

このケースでは撮影された人物の顔から瞳だけを取り出す、という変形を伴いますので、肖像権等の民法上の問題がより重要となります。顔写真は人物を表示するのに用いられるのが通常の目的であり、瞳だけを取り出して表示するという作品制作の行為は被写体となる人物からすれば意図しない目的です。被写体の人物本人の名誉や人格を傷つけたり感情を害したかどうか、という問題です。本人(本人が死亡している場合は遺族や著作権の管理を指定された者)の意思が尊重されますので、問題になるかならないかを作品制作の前に判断することは難しいと思われます。とくにタレント等の有名人は肖像権侵害には敏感になっていると考えられます。

作品制作としての表現の自由と、有名人の肖像権侵害として訴えられるリスクの兼ね合いを考える必要があります。作品の主題として、使用する瞳が有名人であるかどうかは必ずしも問われないのであれば、自分自身や親族、友人等許諾が得られやすい人物の瞳を利用するほうがリスクや負担は少ないと思われます。

---

### [参考図書]

#### 【参考文献】

「特集 肖像権がわからない」Journalism, no.228、朝日新聞社、2009年。

#### 【参考判例】

おニャン子クラブ事件(東京高判平 3・9・26)

---

## 【Q36】

---

### [質問]

離れ小島で椰子の木の下で、望遠鏡で船を捜しているといった内容の自分の漫画に、類似した構想の漫画が作品発表後に見つかりました。この場合、著作権の侵害となるのでしょうか？

---

### [回答]

- そのまま進めて構いません。
  - … 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

侵害とならないと思います。

著作権の侵害は、アイデアでなく表現方法が他人の著作物に依拠して制作されているかどうかで侵害かどうか判断されます。これまでの裁判では、「既存の著作物に接する機会がなく、その存在や内容を知らなかった者は、既存の作品と同一であったとしても著作権侵害とならない」と判断されています。

質問のような漫画の構成は、従来からアイデアとして周知と考えられているので、類似した構成であっても表現方法が異なれば、著作権の侵害にはならないと考えられます。

ただし、細部まで同一もしくは類似していれば、「既存の作品を知らなければ制作できなかった」と裁判で判断される可能性もあります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件(最高裁判昭 53・9・7)

## 【Q37】

---

### [質問]

自分の作品は、自分以外の他者が様々な画像をアップする、という仕組みなのですが、その人が著作権を侵害した場合、自分にも共同責任が発生するのですか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

問題となる可能性があります。

他者の画像をアップするときには、同意を得ていることが前提の質問と思われます。

そのような同意を得る規約等において著作権を侵害するような作品の提示をしないように注意喚起し、利用した作品をどのようにアップするかが説明されていれば、著作権侵害の問題は、他者の画像を提供した者の責任となるとと思われます。

このような事前の同意なく、他人の著作物を利用して著作権侵害の問題が発生した場合には、共同責任もしくは質問者のみの責任(著作権侵害幫助)になることがあります。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

MYUTA事件(東京地判・平 19・5・25)

「ホテル・ジャンキーズ」電子掲示板事件(東京高判平 14・10・29)

## 【Q38】

---

### [質問]

自分の作品は、ネットから他の人が画像をアップする仕組みなのですが、その人が著作権のある画像をアップしたらどうなりますか？

---

### [回答]

- … そのまま進めて構いません。
  - 手続きに沿って進める必要があります。以下を参照してください。
  - … 許諾が必要です。具体的な方法は、以下を参照してください。
  - … 残念ながらできません。なぜかは、以下を参照してください。
- 

### [解説]

条件により共同責任が生じると考えられます。

著作者の許諾を得ずに著作物をネットに掲載する時点で、著作権侵害となります。

このケースは他人の著作物を無断でアップロードする人の責任問題ではありますが、誰がこのような問題を生じさせるか分からないので、こうした仕組みを提供しようとする場合には、アップロードする人における権利処理の必要性や、著作権侵害の可能性のある掲載物の禁止や削除等を規約で明確にして実施することが望ましいと考えられます。

---

### [参考図書]

#### 【参考判例】

オークション出品作品無断複製事件(東京地判平 21・11・26)

2ちゃんねる事件(東京高判平 17・3・3)

## 2. 用語集

「Q&A集」に出てくる著作物や著作権に関する用語のいくつかについて、簡単な解説をつけました。ここに書かれている内容は法改正などで変更される場合があります。

そのため、これらの用語の法的な解釈や詳細を知りたい場合は、関連する書籍などを参照するようにしてください(用語の下にあるQの数字は、「Q&A集」で出てくる質問番号です)。

### ●著作物、著作権に関する用語

<b>著作物</b>	人々が何らかの思い(思想や感情)をもとにして、創作された作品などのことです。
(Q1、Q2、Q3、Q4、Q5、Q8、Q15、Q17、Q18、Q20、Q21、Q28、Q30、Q36、Q38)	日本の「著作権法」では、文芸、学術、美術、音楽の分野に関する次のようなものが該当するとされています。言語、音楽、舞踏・無言劇、美術、建築、図形、映画、写真、プログラム
<b>著作権</b>	著作物を創作した際に発生する法的な権利のことです。日本の「著作権法」の中で著作権には、大きく分けて2つの種類の権利があります。
(Q1、Q2、Q3、Q5、Q6、Q9、Q10、Q11、Q12、Q13、Q14、Q17、Q18、Q23、Q24、Q25、Q26、Q27、Q28、Q29、Q32、Q33、Q37、Q38)	1つめは、「著作者人格権」で、著作物を創作した人(著作者)に固有の権利です。2つめは、「著作権(財産権)」(狭い意味での著作権)で、主に著作物の利用のしかたに関する権利です。「著作権」は、必要に応じて譲渡されたりします。「著作権」は、「複製権」、「上映権」、「上演権・演奏権」、「公衆送信権」、「展示権」、「頒布権」、「翻訳権・翻案権」などの複数の個別の権利があり(これを「支分権」と言います)、著作物の種類によってそのあり方が「著作権法」によって異なっている場合があります。著作権は、著作物が創作された時に発生します。著作物としての創作性が認められるものであれば、特別な手続きをすることなく権利が発生したものとみなされます(これを「無方式主義」と言います)。
<b>著作者</b>	著作物を創作した人のことです。著作者は創作した時から「著作者人格権」を持っていますが、狭い意味での著作権は、契約により他人に譲ったりすることができます。
(Q1、Q4、Q6、Q7、Q10、Q14、Q20、Q25、Q29、Q31)	ある著作物の「著作権」を持っている人のことをその著作物の「著作権者」と言います。「著作者」と「著作権者」は必ずしも同じ人であるとは限らないので、許諾を取る際には確認が必要です。
<b>著作者人格権</b>	著作者の権利の一つで、著作物を創作した人(著作者)がその著作物について持っている権利のことです。著作者本人が望まない形で発表されたり、勝手に作品を変えられたりすることを防ぐ権利です。
(Q5、Q15、Q23、Q24、Q25)	著作者人格権は、「公表権」、「氏名表示権」、「同一性保持権」の3つの権利から成り立っています。著作者人格権は著作者にしか主張できない権利で、他の人に譲ったりすることはできません(これを「一身専属性」と言います)。
<b>公表権</b>	著作者人格権の一つで、創作した著作物をどのように公表するかを決める権利のことです。
(Q15)	

<p><b>氏名表示権</b></p>	<p>著作者人格権の一つで、創作した著作物を公表する際に、著作者の氏名をどのように表すかを定める権利のことです。 たとえば本名で発表するかどうか、やペンネームなどの変名あるいは団体・グループ・チームなどで発表するか、などです。 ある著作物の著作者が誰であるかを他の人に知らせるためにも大切な権利です。</p>
<p><b>同一性保持権</b></p>	<p>著作者人格権の一つで、創作された著作物を利用する場合に、著作者の意に沿わない形で変えられたり編集されたりしない権利のことです。 ある著作物を利用するうえで、変形させたり一部のみを利用するなどする場合は、著作者の同意が必要となります。</p>
<p><b>二次的著作物</b></p>	<p>すでにある著作物を利用して、新たに創作された著作物のことです。たとえば、翻訳・編曲・脚色・映画化などがこれに当たります。 二次的著作物を利用する時は、もとの著作物の著作者(これを「原著作者」と言います)にも許諾を得る必要があります。</p>
<p><b>編集著作物</b> (Q6、Q24)</p>	<p>さまざまな素材を、何らかの基準で選び並べて見せるようにした著作物のことです。 その編集方法に創作性がある場合は、掲載されている著作物とは別にその編集方法の部分について、独立した著作物として取り扱われます。</p>
<p><b>著作権の保護期間</b> (Q5、Q6、Q9、Q13、Q23、Q24、Q25)</p>	<p>「著作権法」で保護される著作物の保護期間は、著作物の形態により異なっています。この保護期間が終わったことを、「著作権が切れた(消滅した)」という表現をすることがあります。 著作物の著作権は、創作の時から著作者の死後50年までが保護期間ですが、下記の著作物については異なっています。 ・映画の著作物: 公表後70年 ・団体名義の著作物: 公表後50年(公表しなかった場合は創作後50年) ・変名で発表された著作物、無名の著作物: 公表後50年(著作者と思われる人が亡くなって50年経過していると認められた場合はその時まで)</p>
<p><b>複製権</b></p>	<p>著作権のひとつで、すでにある著作物と実質的に同じものを作る権利のことです。著作物をそのまま同じものを作る場合だけでなく、多少の修正や増減が入っても実質的に同じものだと認められれば「複製」の範囲に含まれます。英語では「コピーライト」と言います。複製の方法は問いません。 著作物を複製するときには、著作権者の許諾が必要となります。ただし、個人の目的のためだけに複製する場合(これを「私的複製」と言います)や、図書館にある資料の一部分を調査研究用のために1部コピーを取る場合は認められています。</p>
<p><b>翻案権</b> (Q27)</p>	<p>著作権のひとつで、すでにある著作物を利用して、新たな著作物を創作する権利のことです。小説や漫画を映画化することや、ゲームや漫画をノベライズすることなどがこれに当たります。 翻案権を持っている人以外が翻案することは認められません。</p>

<p><b>公衆送信権</b></p> <p>(Q2、Q31)</p>	<p>著作権の一つで、著作物を広く多くの人(公衆)に送り伝えられる(送信)ようにする権利のことで、</p> <p>以前は、公衆送信とは放送や有線放送のことを指しましたが、現在ではインターネットも公衆送信の一つとして考えられており、画像やコンテンツをあるサーバなどにアップロードすることを、「送信可能化権」として公衆送信権の一部に含めるようになりました。そのため、他人の著作物をインターネットで公開する際には、著作権者の許諾が必要となります。</p>
<p><b>著作隣接権</b></p>	<p>ある著作物を利用する際に、関係する人や会社(これを「事業者」と言います)などに発生する権利のことで、</p> <p>著作隣接権を持つのは、次のような人や事業者です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実演家:俳優や歌手など、ある著作物を人々に伝えるために実際に演じたりする人々のことです。</li> <li>・レコード製作者:著作物である音楽をCDなど再生・複製可能な形で記録した人や事業者のことで、</li> <li>・放送事業者、有線放送事業者:放送を行っている事業者のことで、電波を用いるか、有線(ケーブル)を用いるかで著作権法上は分けて考えられています。</li> </ul>
<p><b>出版権</b></p>	<p>著作権者(複製権者)が著作物を文書や図画として出版することを目的として、出版者のために設定する権利です。</p>
<p><b>●その他の知的財産に関する用語</b></p>	
<p><b>肖像権</b></p> <p>(Q23、Q25、Q34、Q35)</p>	<p>ある人が被写体として写され、写真や映画の中で発表されることに対して写された人々が持っている権利です。肖像権は著作権のように特定の法律で決められている権利ではありませんが、これまでの裁判などにより認められるようになった権利です。</p> <p>人物をモデルにして写真や映像を発表する時には、どのような目的や意図で発表するか、モデルとなる人の望まない形で発表しないかどうかなどを、人格権を尊重するように配慮して確認しておく必要があるでしょう。</p>
<p><b>意匠権</b></p> <p>(Q11、Q12、Q30、Q33)</p>	<p>工業製品として生産されるものに対して創作された全体や部分に関する新しいデザインについて保護するため、出願・審査のうえ登録されると発生する権利のことで、登録されると最大20年保護され、類似のデザインを用いた他の製品に対して販売の差し止めや損害賠償など権利侵害を訴えることができます。</p>
<p><b>商標</b></p> <p>(Q16、Q26)</p>	<p>商品やサービスについて、どこの会社か、中身がしっかりしているか、などを他の業者と区別するために必要なマークのことで、ロゴマークなど、文字や図を組み合わせで作られます。</p>
<p><b>商標権</b></p> <p>(Q26、Q32)</p>	<p>商標について、出願のうえ登録されると発生する権利のことで、商標権の発生は10年間ですが、長年使用し続けるブランドや社名のロゴマークなどの場合は、更新することにより10年以上権利を維持することができます。</p>

<p><b>特許権</b></p> <p>(Q30)</p>	<p>社会に対して役に立つよう生み出された、高度で新しい技術的なアイデア(これを「発明」と言います)について保護するため、出願・審査のうえ登録されると発生する権利のことです。登録されると最大20年保護され、類似のアイデアを用いた他の製品に対して販売の差し止めや損害賠償など権利侵害を訴えることができます。</p>
<p><b>実用新案権</b></p>	<p>社会に対して役に立つよう生み出された、特許ほど高度ではないが新しい技術的なアイデアについて保護するため、出願のうえ登録されると発生する権利のことです。登録されると最大10年保護され、類似のアイデアを用いた他の製品に対して販売の差し止めや損害賠償など権利侵害を訴えることができます。</p>
<p><b>不正競争防止法</b></p> <p>(Q26)</p>	<p>ビジネスにおいて他社の妨害となるような行為を差し止めるための法律です。たとえば、海賊版と呼ばれるような模倣品や偽ブランド品の販売、まぎらわしいロゴマークの表示などの行為がそれに当たります。</p>
<p><b>ベルヌ条約</b></p> <p>(Q28)</p>	<p>1886年に発効した著作権の保護に関する国際条約です。日本は1899年に加入し、現在164ヶ国が加入しています。</p> <p>ベルヌ条約では、「無方式主義」と「内国民待遇」という2つの特徴があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無方式主義: 特許権のように出願・審査・登録などの特別な手続きをすることなく、創作された著作物に対して権利が発生することです(アメリカ合衆国がベルヌ条約に加入していない頃、「万国著作権条約」という別の国際条約による著作物の表示方式に従っていました。この時表示に使用していたのがいわゆるマルシーマーク(©)です)</li> <li>・内国民待遇: 外国の著作者に対しても、国内の著作権法と同じ権利を認める原則です。ただし、著作権の保護期間など一部の条項については、それぞれの国で決められた法律の範囲が適用されています。</li> </ul>
<p><b>クリエイティブ・コモンズ</b></p> <p>(Q1、Q3)</p>	<p>スタンフォード大学教授のローレンス・レッシング氏が提唱して実施している、著作物の利用に関するプロジェクトです。</p> <p>著作物は各国の著作権法やベルヌ条約により権利が保護されていますが、その著作物を他の人が法的に問題ない形で利用する場合は、許諾を取る手続きが煩雑になる場合があります。</p> <p>そこで著作者があらかじめ自分の創作した著作物を利用する際の条件を公表することで、著作物の円滑な利用を促進しようとしています。特にインターネット上でのコンテンツとしての利用・流通を念頭に置いていると言われています。</p> <p>クリエイティブ・コモンズは、下記の4つの条件をアイコンとして組み合わせて、6種類の利用条件を提示することとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示: 著作者の氏名やタイトルなど、作品のクレジットを表示すること</li> <li>・非営利: 営利目的での利用をしないこと</li> <li>・改変禁止: 元の作品を改変しないこと(同一性の保持)</li> <li>・継承: 元の作品と同じ組み合わせのクリエイティブ・コモンズライセンスで公開すること</li> </ul>



●用語集 索引

【あ行】		著作者人格権	39
意匠権	41	著作物	39
【か行】		著作隣接権	41
クリエイティブ・コモンズ	42	同一性保持権	40
公衆送信権	41	特許権	41
公表権	39	【な行】	
【さ行】		二次的著作物	40
実用新案権	42	【は行】	
氏名表示権	42	複製権	40
出版権	41	不正競争防止法	42
肖像権	41	ベルヌ条約	42
商標	41	編集著作物	40
商標権	41	翻案権	40
【た行】		【ま行】	
著作権	39	【や行】	
著作権の保護期間	40	【ら行】	
著作者	39	【わ行】	

3. 様式集

「著作物の利用の同意書」および「第三者著作物の利用に関する確認書」

卒業制作の作品・論文に関して以下の条件にて大学が利用することに関して同意をお願いするとともに、作品・論文が他者の著作物を無断で利用していないことの確認をお願いいたします。

1. 著作者についての情報

所属学科や役割等を記入し、同意・確認した後に日付と押印してください。

学科・コース名	学籍番号	氏名	役割 (共同制作の場合)	同意日・確認日
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	
			印	

【このページの記入における注意事項】

- ・ 個人制作の場合は、一番上の欄のみ記入し、残りの行に斜線を引いてください。
- ・ 共同制作の場合は、「役割」欄にそれぞれの役割を簡潔に記入してください。
- ・ 同意した日および確認した日を、「同意日・確認日」に記入してください。
- ・ 氏名を記入し、印鑑(シャチハタ可)を押してください。

## 2. 著作物の特定

著作物の情報について、下記の各項目を記入してください。

著作物の題名:	
著作物の種別: (いずれかをチェック)	<input type="checkbox"/> 作品 <input type="checkbox"/> 論文
著作者の種別: (いずれかをチェック)	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 共同
出展に関する媒体の形態	
<p>●有形物 (複数チェック可)</p> <p><input type="checkbox"/> 写真      <input type="checkbox"/> 映像      <input type="checkbox"/> 印刷物      <input type="checkbox"/> 平面作品(手描き)      <input type="checkbox"/> 立体作品</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に: _____ )</p> <p>◆内容</p> <p>出展点数                      点                      上映時間                      分                      秒</p> <p>形状 ( _____ )      サイズ ( _____ )</p> <p>材質・材料 ( _____ )</p>	
<p>●デジタルデータ (複数チェック可)</p> <p><input type="checkbox"/> 画像・グラフィック      <input type="checkbox"/> 動画      <input type="checkbox"/> webコンテンツ      <input type="checkbox"/> プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に: _____ )</p> <p>◆内容</p> <p>出展点数                      点</p> <p>ファイル形式 ( _____ )      ファイル数 ( _____ )</p> <p>ファイル容量 ( _____ )</p>	
<p>●図録に収録するデータ (複数チェック可)</p> <p><input type="checkbox"/> 著作者に関する画像(顔写真など)      <input type="checkbox"/> 作品の画像およびキャプション</p>	
<p>●デジタル媒体(DVD等)に収録するデータ</p> <p>ファイル形式 ( _____ )      ファイル数 ( _____ )</p> <p>ファイル容量 ( _____ )</p>	

### 【このページの記入における注意事項】

- ・媒体の種類については、現時点で記入できる仕様を記入してください。
- ・デジタル媒体(DVD等)は、学科などで編集して卒業制作展開催時に配布するDVDなどのことを指します。

### 3. 著作物の利用の同意書

私(達)の著作物を東京工芸大学(以下「大学」という。)が利用することについては、下記のとおり同意いたします。

- 1) 東京工芸大学芸術学部卒業・大学院芸術学研究科修了制作展  
(以下「卒業制作展」という。)での大学の利用について
- |   | 同意する                     | 同意しない                    |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・ 卒業制作展の開催期間中において、著作物を会場内で公開、展示もしくは上映(以下「公開等」という。)をすること | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の全体又は一部を写した画像、文章及び図表等を、卒業制作展の図録に掲載すること             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の複製物を、卒業制作展のデジタル媒体(DVD等)に収録すること                    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の複製物を収録した卒業制作展のデジタル媒体(DVD等)を、頒布すること                | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の全体又は一部を写した画像、文章及び図表等を、大学webサイトの卒業制作展ページで公開すること    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

- 2) 卒業制作展開催後の大学の営利を目的としない利用について
- |   | 同意する                     | 同意しない                    |
|---|--------------------------|--------------------------|
| ・ 卒業制作展の公開等に利用した著作物の複製物(デジタルデータ)を、大学が保存すること     | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物又はその複製物を、大学が関与する営利を目的としない行事等において、公開等をする    | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の全体又は一部を写した画像、文章及び図表等を、大学が制作する印刷物に掲載すること   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の複製物を利用し編集したものを、大学が制作するデジタル媒体(DVD等)に収録すること | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の複製物又は編集したものを収録したデジタル媒体(DVD等)を頒布すること       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ・ 著作物の複製物(デジタルデータ)を、大学webサイトで公開すること             | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

- 3) 著作物の公開の際の氏名等の表示について  
(複数チェック可)

- 本名での表示     所属学科・コース名の表示
- 変名(ペンネーム・グループ名・チーム名等)での表示

( \_\_\_\_\_ )

**【このページの記入における注意事項】**

- ・ それぞれの項目について、「同意する」または「同意しない」のいずれかにチェックをしてください。
- ・ ペンネーム(個人・共同)・グループ名やチーム名(共同)で表示する場合は、チェックを入れた下のかっこ内にペンネームまたはグループ名・チーム名を記入してください。

#### 4. 第三者の著作物の利用に関する確認書

1) 作品の制作にあたり、他者(第三者)が制作した作品やデジタルデータ等(以下、「他者の著作物」という。)を利用しましたか

はい、利用しました

いいえ、利用していません

2) 前項で「はい、利用しました」とお答えした方にお聞きます。他者の著作物について、利用したものの情報を記入してください。

●有形物の場合(書籍、画集等)

著作物の名称:

著作者:

●デジタルデータの場合(素材集、webサイト)

著作物の名称:

URL:

3) 第1項で「はい、利用しました」とお答えした方にお聞きます。利用した他者の著作物について、著作者の許諾を得ましたか。

はい、許諾を得ました

いいえ、許諾を得ていません

4) 前項で「いいえ、許諾を得ていません」とお答えした方にお聞きます。許諾を得ていない理由を選んでください。

著作者の許諾手続きをしなかった

著作者が誰か分からなかった

著作者から回答が返ってこなかった

著作者の許諾を得られなかった

著作権フリーの素材を利用した

その他(具体的に:

)

5) 第1項で「はい、利用しました」とお答えした方にお聞きます。その他利用した他者の著作物について、分からない点があったら具体的に書いてください。

#### 【このページの記入における注意事項】

- ・ 利用した第三者の著作物がある場合は、できるだけ詳細を記入してください。
- ・ 論文への引用は、適切な形で行われている場合は許諾を取る必要はありません。

## 東京工芸大学芸術学部 作品制作と著作権Q&A集

発行日 2012年3月1日

編集 東京工芸大学メディアコンテンツ委員会 Q&A集編集ワーキンググループ

座長 村田雅之(芸術学部デザイン学科准教授)

永井孝也(芸術学部デザイン学科准教授)

陶山恵(芸術学部アニメーション学科准教授)

細萱敦(芸術学部マンガ学科准教授)

岡田隆三(弁理士、前東京工芸大学客員教授)

斎藤保男(事務局:教育研究支援課)

監修 三浦正広(国士舘大学法学部教授)

発行 東京工芸大学メディアコンテンツ委員会



**K****GEI**